

区民ミニギャラリー設置要領

1 設置目的

清田区民及び区内通学・通勤者が創作した文化作品を展示し区民に鑑賞していただくことにより、文化・芸術を身近に感じていただき、清田区の魅力再発見や文化活動の振興を図ることを目的とする。

2 出展対象者及び出展作品

出展対象者は清田区民及び区内通学・通勤者とし、展示する作品は、絵画、書道、生け花、手芸品、写真、盆栽など自作（オリジナル）であればジャンルを問わないが、公序良俗に反するもの、特定の政治、宗教、団体の宣伝につながるものは不可とする。

3 展示作品の選定について

当面の間、事務局（清田区総務企画課）が中心となって決定する。

4 ミニギャラリー設置場所

原則として清田区総合庁舎2階パンフレットコーナーとする。

5 展示の方法、期間について

展示や撤収方法については、出展者側と打ち合わせのうえ、事務局（清田区総務企画課）が決定する。また、展示期間については、当面の間、1展示につき2週間程度とする。

6 出展者に予めご理解・ご了承を求める点

- ・清田区HPへの掲載や報道機関への情報提供はご了承いただく。
- ・事務局（清田区総務企画課）側が管理には注意を払うが、来庁者が自由に見学できる場所であることから、万が一の事故に対する責任は負いかねることを了承いただく。

7 著作権等に関して

作品がオリジナルでないと判明した場合、著作権等について問題が生じた場合は、出典者の責任において対処するものとし、作品の展示は中止するものとする。

8 その他

展示及び作品紹介のため、申込書（様式は別添）に記載し、事前に提出していただく。